

全警協発第234号
令和5年12月13日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

警備業における受傷事故防止対策マニュアルの活用について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当協会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、これまで警備員の労災事故防止対策として、作成にも協力した厚生労働省公表の「未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル」を全警協HPに掲載するなど、活用を推進してきましたが、本年は6月以降、重大労災事故が立て続けに発生しており、極めて憂慮すべき事態となっています。

つきましては、労災事故の撲滅を目指すべく、この度、同マニュアルを基に「警備業における受傷事故防止対策マニュアル」を作成しましたので、加盟員に周知のうえ、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1 未熟練労働者の安全衛生教育マニュアルについて

経験年数の少なく作業に慣れていない未熟練労働者が、労働者全体に比べ労働災害発生率が高い状況を鑑み、中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つよう、厚生労働省が作成したもので、現在、警備業、製造業、陸上貨物運送事業、商業、産業廃棄物処理業の5つの業種向けにマニュアルが作成されている。

なお、警備業向けのマニュアルについては、当協会が全面的に協力のもと令和2年3月に作成されており、全警協HPにも掲載しているため、指導教育する立場の方には是非ご一読いただきたい。

2 警備業における受傷事故防止対策マニュアルについて

「未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル」は151ページと文章による説明が多いため、受傷事故防止教育をするうえで警備員に対して特に理解してもらいたい内容を同マニュアルから抜粋し、より活用し易い資料としたことから、警備員への指導教育の際にご活用ください。

※「警備業における受傷事故防止対策マニュアル」については、全警協HP（各種施策について>労働安全衛生）にも掲載する。

3 別添書類

警備業における受傷事故防止対策マニュアル

以 上